

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会
JNA 認定校規程

2011年4月1日施行

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会

JNA 認定校規程

第 1 条 総則

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会(以下、「協会」という)は、ネイルに関する知識、技術の普及とネイリストの技能の向上を図るため、定款に定めた理念に基づき、JNA 認定校制度を設け、諸基準について定める。

1. 目的

JNA 認定校は、協会が推奨するネイルに関する知識・技術の専門教育を実施し、健全なネイル技術の普及および公衆衛生の向上に寄与するネイリストの養成を目的とする。

2. 定義

本規程において、次のように用語の意義を定める。

「ネイル教育」とは、ネイルケア(爪の手入れ)、ネイルイクステンション(爪の造形)、ネイルリペア(爪の修理・補強)、ネイルアート(爪の装飾)等の爪に係る施術を行うために必要な知識および技術教育全般をいう。

3. 教育学科の種別

本規程において、JNA 認定校が行うネイル教育を次のように大別する。

- (1) 本規程が提示する認定条件をすべて満たしたネイル専門教育に特化する教育課程を「ネイル専門学科」と定める。
- (2) 厚生労働大臣指定理容師・美容師養成施設が行う、協会の趣旨に則した理美容ネイル教育課程を「理美容ネイル学科」と定める。
- (3) 「理美容ネイル学科」が設置されている学校(以下「理美容学校」という)が、理容師・美容師養成教育以外の設置学科で行う協会の趣旨に則したネイル教育課程を「理美容ネイル専攻学科」と定める。

また、理美容学校を設置する同一の法人が有する文部科学大臣認可の大学あるいは専門学校で行う協会の主旨に則したネイル教育課程についても「理美容ネイル専攻学科」と定めることができる。

第 2 条 JNA 認定校の申請基準

JNA 認定校の申請をする教育施設は、ネイル専門教育を実施するにあたり、次の要件をすべて満たしていなければならない。

1. 協会の法人正会員であること。

2. 教育実績について

申請時において2年間以上のネイルに関する教育実績があること。ただし、理美容学校は除く。

3. 教育形態と開講日数について

通学制でネイルに関する授業を週3回以上開講していること。ただし、理美容学校、大学、専門学校は除く。(JNA認定校として認定の対象となるのは登録された施設での通学制であり、登録されていない施設および通信教育は対象外となる。)

4. 指定カリキュラムについて(別表参照)

(1) ネイリスト技能検定試験3級レベルに対応するカリキュラムおよび時間数を定められた期間内に実施すること。

ア ネイル専門学科は、6ヶ月以内の期間で60時間以上実施すること。

イ 理美容ネイル学科は、在学期間に40時間以上実施すること。

ウ 理美容ネイル専攻学科は、1年以内の期間で60時間以上実施すること。

(2) ネイリスト技能検定試験1級レベルに対応するカリキュラムおよび時間数を定められた期間内に修了できる授業計画を有すること。

ア ネイル専門学科は、1年以内の期間で240時間以上の授業計画を有すること。大学または専門学校が設置するネイル専門学科については、学則で定めた修業期間内に240時間以上の授業計画を有することとする。

イ 理美容ネイル学科は、この条件を除外する。

ウ 理美容ネイル専攻学科は、2年以内の期間で240時間以上の授業計画を有すること。

5. 教材について

(1) 協会指定のテキストを必携とする。

(2) 協会発行のDVD教材等を副教材として使用すること。その他についてはJNA認定校の裁量とする。

(3) 協会が定めたネイルケアに関するアイテムリストに準拠した用具・用材を使用すること。その他についてはJNA認定校の裁量とする。

6. 施設・設備・備品等について

(1) 教室は、教育専用で使用することとし、教育以外の目的で使用しないこと。床面積は33㎡(10坪)以上とし、隔壁で固定され、出入り口が確保されていること。

(2) 毎回の授業では最低6名以上に対応するテーブル・イスを常に備えていること。

(3) 教室内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。

(4) 授業で使用する黒板、またはホワイトボード等を有すること。

(5) 皮膚に接する器具・用具類を消毒する設備または器材を備えていること。また、消毒に必要な器材、紫外線消毒器および複数の種類の消毒剤を備えていること。ただし、施設内に消毒設備の設置ができない場合は、建物内の共同設備を使用すること。

(6) 適切に消毒を行い、消毒済みのものを管理すること。必要に応じて収納ケース等を備えること。

- (7) 防災設備については、スプリンクラー設備を設けること。ただし、スプリンクラーの設置ができない場合は、消火器を完備すること。また、非常口等の避難口を確保すること。
- (8) トイレは施設専用とし、専用の手洗い設備を設けること。ただし、施設内にトイレの設置ができない場合は、建物内の共同トイレを使用すること。
- (9) 1回の授業を実施する際の生徒数に応じた機器、用具、用材等を備えること。
- (10) 同一建物内に居住およびサロンスペースがある場合は、明確に区分されていること。

7. 講師について

- (1) ネイル専門学科は次の要件を満たすこと。
 - ア 協会が認定する本部認定講師1名以上が当該校の登録講師として勤務し、ネイル教育全般を管理すること。
 - イ 登録された本部認定講師は、複数の教育施設の登録講師になることはできない。
 - ウ 原則として、1回の授業における生徒数20名に対して1名以上の割合で認定講師を配置すること。ただし、理論の授業を除く。
- (2) 理美容ネイル学科は、理容師・美容師・協会認定資格を有する者が教育を行うこと。
- (3) 理美容ネイル専攻学科は次の要件を満たすこと。
 - ア 協会が認定する認定講師1名以上が当該校の登録講師として勤務し、ネイル教育全般を管理すること。
 - イ 登録された認定講師は、複数の教育施設の登録講師になることはできない。
 - ウ 原則として、1回の授業における生徒数20名に対して1名以上の認定講師を配置すること。それを超えた場合は生徒数20名に対して1名以上のネイリスト技能検定試験1級以上取得者を講師として配置すること。ただし、理論の授業を除く。

8. 記録について（表簿類）

- (1) 理美容ネイル学科と理美容ネイル専攻学科については、管轄の行政機関の規則に準ずる表簿類を備え、定められた期間保管すること。
- (2) ネイル専門学科については、次の表簿類が備えられ、学籍簿については10年間以上、その他の表簿については5年間以上保管すること。
 - ア 学則（次の事項を明記すること）
 - a) 目的
 - b) 名称・所在地
 - c) 協会が定めた指定カリキュラム・履修期間・生徒定員数
 - d) 休校日
 - e) 授業時間の設定（1時間の実質時間について）
 - f) 入学時期・入学の選考方法（入学資格）

- g) 入学・休学・退学・賞罰について
 - h) 修了（卒業）の認定および成績評価
 - i) 入学金・授業料・その他の納入および返金について
 - j) 教職員組織
- イ コース別教材リスト
 - ウ シラバス（授業計画の概要書、カリキュラムを含む）
 - エ 学籍簿
 - オ コース別受講者リスト
 - カ 個人カルテ（履修簿）
 - キ 卒業生名簿
 - ク 日誌（開講日の教育実施状況、生徒の出席状況など）
 - ケ 講師名簿（指定カリキュラムの担当講師名と取得資格）
 - コ 出勤簿
 - サ 発信簿、受信簿

第 3 条 認定の拒否事由

前条の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、協会は認定を拒否する場合がある。

1. 認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日から 5 年を経過しないもの
2. 反社会的勢力がその事業活動に大きく影響を及ぼしているもの
3. その他、協会が不相当と認めたもの

第 4 条 JNA 認定校の責務

JNA 認定校は、教育施設の運営を適切に行うため、次の事項についても責任を果たさなければならない。

1. 関連する法令の遵守
 - (1) 医師法、薬事法、理容師法、美容師法等の人の身体に直接触れる職業に関する法律
 - (2) 特定商取引法等の消費者の保護に関する法律
 - (3) 個人情報保護に関する法律
 - (4) その他の法令
2. 入学に際して事前に説明すべき事項
 - (1) 学則
 - (2) JNA 認定校制度

- (3) カリキュラムの内容（シラバス）
 - (4) 教材
 - (5) 納付金の種類（入学金、授業料、教材費等）および金額、納付方法
 - (6) 入学辞退、退学について
 - (7) その他必要な情報
3. 財務面における健全性
- (1) 入学金、授業料、教材費等の納付金が適正な金額であること。
 - (2) 財政面についても健全であること
4. その他
- 適正な運営を行い、在校生等が不利益を被ることがないようにすること。

第5条 申請から登録について

1. JNA 認定校の認定を申請する場合は、次の書類を協会に提出し、費用を納入しなければならない。
- (1) JNA 認定校申請書
 - (2) 施設・設備の概要報告書
 - (3) 教育施設の図面
 - (4) 会社法人印鑑証明書（6ヶ月以内）
 - (5) 施設の賃貸借契約書、もしくは不動産登記簿謄本
 - (6) 学則
 - (7) 講師の名簿（担当コースと取得資格）
 - (8) シラバス（協会指定のコース別カリキュラムおよび授業計画など）
 - (9) コース別教材リスト
 - (10) 学校案内
 - (11) 申請料 50,000 円
- 申請料は、認定登録されなかった場合でも返還しないものとする。
2. 協会は、JNA 認定校の申請に対して、次のように審査を行い、認定および登録を行う。
- (1) 提出された申請書等の書類審査を行う。
 - (2) 書類審査後、現地視察調査を行う。
 - ア 現地視察調査の日時は、あらかじめ JNA 認定校申請中の教育施設に通知する。
 - イ JNA 認定校申請校の教育施設により提出された書類の項目に沿って、現地視察調査を実施する。
 - ウ 現地視察調査は、JNA 認定校申請中の教育施設の所在地に直接訪問し、施設・設備・関係書類の要件を確認し、面接および聞き取りの方法により実施する。尚、調査事項の内容に応じて、関係書類または現場等を直接確認する。

エ 現地視察調査の実施に当たっては、必要に応じて授業を視察することも実施する。

(3) 書類審査・現地視察調査の結果をもとに理事会で認定の可否を審議し、適切と認められた場合は JNA 認定校として認定される。その後、定められた期限内に登録料 250,000 円を納入することにより登録手続きが完了する。

尚、登録後に如何なる事由があっても返還しないものとする。

(4) JNA 認定校の登録は、年 2 回の 4 月 1 日と 10 月 1 日とする。また、申請から登録までの期間に関する詳細は別表の通りとする。

申請から登録まで

申請期間	申請料	書類審査	視察期間	審議	認定	登録料	登録日	
1月1日～ 6月30日	50,000円	提出状況および書類の記載 内容について審議を行う	7月～9月 月上旬	9月中旬の定例理 事会にて認定の可 否を審議	可	登録手続きを行う	250,000円	10月1日
					否			
7月1日～ 12月31日	50,000円	提出状況および書類の記載 内容について審議を行う	1月～3月 月上旬	3月中旬の定例理 事会にて認定の可 否を審議	可	登録手続きを行う	250,000円	4月1日
					否			

(5) 登録期間は 2 年間とする。ただし、初回の更新に関しては翌々年の 3 月末日迄とする。

第 6 条 権利および特典

1. JNA 認定校で作成、発行する印刷物（広告、ホームページ等）には、協会が定める広告表示規程に則って、次の表示、およびマーク（ロゴ）を使用することができる。

(1) JNA 認定校である旨の表示。

(2) 協会のマーク（ロゴ）の使用。

2. その他の権利および特典については細則に定める。

第 7 条 JNA 認定校として認定された教育施設に関する特例

1. JNA 認定校として既に認定された教育施設が、新たな場所に教育施設を新設する場合は、次の条件をすべて満たすことで第 2 条 2 項の規定を除外する。

(1) 同じ教育施設名を使用すること。

(2) 経営母体および経営者が同一であること。

(3) 教育内容、教材等が同一であること。

(4) 登録を行う予定の本部認定講師（本部認定講師資格を取得してから 1 年以上経過していること）が、認定された教育施設内で 2 年以上の教育実績を有していること。

2. JNA 認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合は、JNA 認定校としての効力の停止または認定が取り消される場合がある。ただし、経営権が移動した後も次の要件を 2 年間は変更せず、一定の教育水準を保つことを条件に特例を認める。
 - (1) 同じ教育施設・同じ施設名
 - (2) 登録された本部認定講師
 - (3) カリキュラム
 - (4) 学費（授業料・教材費・その他）

第 8 条 更新

1. JNA 認定校の登録は、期間満了の 2 ヶ月前までに書類による申し出がない限り、更新されるものとする。
2. JNA 認定校は年に 1 度、協会に対して次の項目を含んだ「JNA 認定校実務調査に関する報告書」を毎年 3 月末日までに提出すること。協会は報告書を確認し、必要に応じて JNA 認定校の再視察を行う場合がある。
 - (1) 入学者と卒業者数、在校生数（協会の指定カリキュラムについて）
 - (2) 指定カリキュラムの変更の有無
 - (3) 指定カリキュラムを担当する講師の変更の有無
 - (4) その他の変更の有無

第 9 条 登録内容の変更

1. JNA 認定校登録時に届け出た記載事項に変更が生じた場合には、当該事象発生から 2 週間以内に協会へ変更した旨の届け出を行わなくてはならない。ただし、施設に関する変更は当該事象発生する 2 ヶ月前までに協会へ変更する旨の届け出を行うこと。
変更の届け出は、「JNA 認定校登録変更届」、「施設・設備の概要に関する変更届」、また必要に応じて改定された学則等を提出することとする。
変更によって第 2 条各項の要件を満たすことが出来ない場合は「経過処置願い」を提出し、是正に努めること。なお経過処置期間は 6 ヶ月間とする。
2. JNA 認定校は、第 2 条各項の規定を満たさない事象が発生した場合、2 週間以内に協会へ届け出るとともに、当該事象発生から 6 ヶ月以内に規定を満たさなければならない。
3. 協会は、変更事項の内容に応じて JNA 認定校の再視察を行う場合がある。尚、再視察にかかる必要諸経費は、JNA 認定校に請求する。

第 10 条 JNA 認定校の休校について

1. JNA 認定校を休校する場合は、休校届に次の事項を記載し、休校する 6 ヶ月前に協会に承認を得なければならない。
 - (1) JNA 認定校の名称および所在地
 - (2) 休校の予定期間 年月日～年月日
 - (3) 休校の理由
 - (4) 在学中の生徒の処置方法
2. 休校中であっても法人正会員の年会費は納入するものとする。
3. 休校期間は最長 1 年間とし、それまでに再開できない場合は JNA 認定校の登録を抹消する。
4. 休校中の JNA 認定校が学校運営を再開する場合は、再開申請書を協会に提出する。協会は必要に応じて現地視察調査を行う。

第 11 条 JNA 認定校の取り消しおよび廃止について

1. JNA 認定校を取り消したい場合（更新を希望しない場合を含む）は、認定校取り消し届に次の事項を記載し、取り消しする 6 ヶ月前に協会に承認を得なければならない。
 - (1) JNA 認定校の名称および所在地
 - (2) 取り消しの予定年月日
 - (3) 取り消しの理由
 - (4) 在学中の生徒の処置方法
2. JNA 認定校を廃止しようとするときは、廃止届に次の事項を記載し、廃止する 6 ヶ月前に協会に承認を得なければならない。
 - (1) JNA 認定校の名称および所在地
 - (2) 廃止の予定年月日
 - (3) 廃止の理由
 - (4) 在学中の生徒の処置方法
3. JNA 認定校が廃止する場合は、原則として在学中の生徒をすべて卒業させなければならない。

第 12 条 JNA 認定校の権利の停止および取り消し等

1. JNA 認定校が次の事項に該当する場合、協会は理事会に諮り、JNA 認定校としての権利を停止し、失効または取り消しをすることがある。
 - (1) 年会費を 1 年以上未納の場合。
 - (2) JNA 認定校登録変更届、または施設・設備の概要の変更届が規定の期間内に提出

されなかった場合。

- (3) 第9条2項の期間内に第2条各項の規定を満たせない場合は、満たすまでの間、JNA認定校としての効力を停止する。
 - (4) JNA認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合
 - (5) 協会の諸規程に違反した場合。
 - (6) 偽りその他不正の手段により各種申請を行った場合。
 - (7) 協会およびJNA認定校の名誉を著しく失墜させた場合。
 - (8) 差押、仮差押もしくは仮処分の命令、通知が發送され、または競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (9) 支払の停止または破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の申し立てがあったとき。
 - (10) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を停止したとき。
 - (11) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡処分となったとき。
 - (12) 資産、信用、支払能力に重大な変更を生じたとき。
2. 協会は、JNA認定校としての権利の停止または取り消したときは、当該JNA認定校に対し、文書で通知するとともに、協会広報誌およびホームページで公告するものとする。

第13条 異議申立て

1. 前条の規定によりJNA認定校としての権利の停止または取り消しの処分がなされた場合、当該JNA認定校は、異議申立てをすることができる。
2. 協会は、前項の異議申立てに基づき再審査し、正当な理由があると認める場合は、処分を取り消し、または変更するものとする。

第14条 管理責任

1. JNA認定校において発生した問題はJNA認定校の責任と負担において解決するものとし、協会はなんらの責任を負わないものとする。

第15条 その他

1. その他、本規程の改定ならびに本規程に該当しない事項については、理事会にて討議し定めるものとする。

附則（抄）

1. 本規程は 2011 年 4 月 1 日より施行する。
2. 既に認定された教育施設においては、2010 年 10 月 1 日から移行期間を開始し、2012 年 3 月末日までに本規程に定めた基準を満たすべく整備を行うものとする。協会は必要に応じて整備の進捗状況等について、JNA 認定校に報告を求めることができる。
3. 大学ならびに専門学校が行う JNA 認定校の申請に関しては、「ネイル専門学科」の基準で審査し、認定を行う。ただし、ネイリスト技能検定試験 1 級レベルに対応する 240 時間以上のカリキュラムについては、学則で定めた修業期間内に修了できる授業計画を有することとし、ネイルに関する授業の開講日数も当該校の裁量とする。
4. 理美容学校を設置する同一の法人が有する大学あるいは専門学校（文部科学大臣認可）で行う協会の主旨に則したネイル教育課程については「理美容ネイル専攻学科」の基準で審査し、認定することができる。

<ネイル専門学科・理美容ネイル専攻学科>

ネイリスト技能検定試験3級対応カリキュラム

分類	内容	時間	
必修科目	ネイルの歴史	10時間以上	
	ネイル技術体系		
	爪の構造と働き		
	ネイルのための皮膚科学		
	ネイルのための生理解剖学Ⅰ		
	ネイルのための生理解剖学Ⅱ		
	爪の病気とトラブル		
	消毒法		
	マッサージ理論		
	化粧品学(ネイル用化粧品)		
	色彩理論		
	ネイルカウンセリング		
	プロフェッショナリズム		
	サロン環境		
	ネイルケア	テーブルセッティング/ネイルケアデモンストレーション	50時間以上
		プレマニキュア(テーブルセッティング)	
		手指消毒	
		ポリッシュオフ	
		ファイリング	
キューティクルクリーン			
カラーリング			
ハンドマッサージ			
全工程のトレーニング			
総合計		60時間以上	

<理美容ネイル学科>

ネイリスト技能検定試験3級対応カリキュラム

分類	内容	時間
必修科目	ネイルの歴史	8時間以上
	ネイル技術体系	
	爪の構造と働き	
	ネイルのための皮膚科学	
	ネイルのための生理解剖学Ⅰ	
	ネイルのための生理解剖学Ⅱ	
	爪の病気とトラブル	
	消毒法	
	マッサージ理論	
	化粧品学(ネイル用化粧品)	
	色彩理論	
	ネイルカウンセリング	
	プロフェッショナリズム	
	サロン環境	
ネイルケア	テーブルセッティング/ネイルケアデモンストレーション	32時間以上
	プレマニキュア(テーブルセッティング)	
	手指消毒	
	ポリッシュオフ	
	ファイリング	
	キューティクルクリーン	
	カラーリング	
	ハンドマッサージ	
全工程のトレーニング		
総合計		40時間以上

<ネイリスト専門学科・理美容ネイル専攻学科>

ネイリスト技能検定試験1級対応カリキュラム

分類	内容	時間	
必修科目	理論	ネイルの歴史	10時間以上
		ネイル技術体系	
		爪の構造と働き	
		ネイルのための皮膚科学	
		ネイルのための生理解剖学Ⅰ	
		ネイルのための生理解剖学Ⅱ	
		爪の病気とトラブル	
		消毒法	
		マッサージ理論	
		化粧品学(ネイル用化粧品)	
		色彩理論	
		ネイルカウンセリング	
		プロフェッショナリズム	
		サロン環境	
必修科目	ネイルケア	テーブルセッティング/ネイルケアデモンストレーション	50時間以上
		プレマニキュア(テーブルセッティング)	
		手指消毒	
		ポリッシュオフ	
		ファイリング	
		キューティクルクリーン	
		カラーリング	
		ハンドマッサージ	
		全工程のトレーニング	
必修科目	イクス &リ ベン ション	リペア	100時間以上
		チップ&ラップ	
		スカルプチュア	
		チップ&オーバーレイ	
必修科目	アート	フラットアート	20時間以上
		エンボスアート	
		3Dアート	
		ミックスメディア	
選択科目	※各学校で定める ことができる。	(例)ジェルネイル	
		フットケア	
		検定試験対策	
総合計		240時間以上	